

令和6年度大分県サイクルツーリズム推進事業委託業務に係る
企画提案競技(プロポーザル方式)募集要項

1. 契約に付する事項

- (1) 業務名 令和6年度大分県サイクルツーリズム推進事業委託業務
- (2) 履行期限 契約締結日から令和7年3月31日まで
- (3) 業務概要 別紙仕様書のとおり
- (4) 限度額 11,440,000円(消費税額及び地方消費税額を含む)

2. 参加資格等

企画提案競技への参加は、次の各号の要件に該当する者とする。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当しない者であること。
- (2) 大分県が発注する競争入札に参加する者に必要な資格を有する者、または、同等の資質を有する者。
- (3) 提案者または協力者に自転車の利活用による新たな体験コンテンツの開発等を行った実績があること。
- (4) 本事業を受託できる財政的健全性を有していること。
- (5) 受託業務に関するノウハウを有し、十分な実施体制が整っていること。
- (6) 宗教活動または政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (7) 特定の公職者(その候補者を含む)または政党を推薦し、支持し、または反対することを目的とする者でないこと。
- (8) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ① 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - ② 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ③ 暴力団員が役員となっている事業者
 - ④ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - ⑤ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - ⑥ 暴力団(員)に経済上の利益や便宜を供与している者
 - ⑦ 役員等が暴力団(員)と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - ⑧ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(9) 業務の実施にあたり、協力して業務を行う企業がある場合は、当該企業についても上記(1)及び(3)～(8)を満たしていること。

(10) 事業の実施に当たり専任の担当者を配置し、県との打合等に担当者等を出席させることが可能な者であること。

3. 提出書類等

(1) 企画提案競技参加表明及び参加資格の確認

① 提出書類

ア 参加申込書(第1号様式)

イ 提案者概要(第2号様式)

ウ 誓約書(第3号様式)

エ 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有していない者については、下記書類一式

- ・ 貸借対照表、損益計算書
- ・ 納税証明書(都道府県税)(写し可)
- ・ 納税証明書(地方消費税)(写し可)
- ・ 登記簿謄本(履歴事項全部証明書)(写し可)
- ・ 定款(写しに代表印で原本証明をしたもの)
- ・ 過去に取り扱った同種の事業実績が確認できる書類(契約書の写し等)

② 提出期限

令和6年7月26日(金) 17時必着

③ 提出方法、提出先

PDF ファイルを電子メールで「7 問い合わせ先」へ提出すること。

(2) 質問票の受付及び回答

① 質問方法

質問票(第4号様式)を電子メールで「7 問い合わせ先」へ提出すること。

併せて、質問票を提出した旨を担当者へ電話で連絡すること。

② 受付期限

令和6年7月30日(火) 17時まで

③ 回答方法

令和6年8月1日(木) 17時までに、参加表明のあった者に対して電子メールで回答する。

(3) 企画提案書等の提出

① 提出書類 ※別紙1「企画提案書等作成要領」に基づき作成すること。

ア 企画提案書(様式自由)

イ 業務工程表(様式自由)

ウ 業務実施体制(様式自由)

エ 見積書（様式自由）

② 提出期限

令和6年8月19日（月）17時必着

③ 提出部数

正本1部、副本（正本の写）9部

④ 提出方法、提出先

「7 問い合わせ先」まで持参又は郵送により提出すること。

※FAX、電子メールでの提出は不可。郵送の場合は封筒に「大分県サイクルツーリズム推進事業委託契約関係書類在中」と朱書きすること。

4. 審査について

(1) 審査方法

- ① 企画提案書等の審査は、別途定める審査委員会に諮り、最優秀提案1件を選定する。
- ② 提出された書類を使用し、提案者によるプレゼンテーション審査を実施する。審査は別紙1「審査基準表」に基づき審査する。1社につき、持ち時間30分以内（提案説明15分、質疑応答15分以内）とする。
- ③ プレゼンテーションは予め提出した企画提案書のみで行い、追加資料は認めない。
- ④ 最優秀提案を行った者を契約候補者とする。ただし、評価の結果、最高点の提案が複数ある場合は、審議により最優秀提案を決定する。なお、最優秀提案を行った者が契約に至らなかった場合には、次点の者と契約に向けた協議を行う。

(2) 審査基準 別紙2「審査基準表」のとおり。

(3) 審査結果 審査結果は提案者に書面で通知する。

(4) 候補者決定後

県は、業務委託候補者と業務履行に必要な協議を行う。協議が整った場合に当該候補者から見積書を徴収し、当該見積書の内容を精査の上、随意契約による業務委託契約を締結する。なお、契約に当たっては、企画提案書の内容をそのまま実施することを約するものではなく、内容を一部修正することもあり得る。

5. 企画提案競技に係るスケジュール（予定）

- | | |
|--------------------|--------------|
| (1) 参加資格審査関係書類提出期限 | 令和6年7月26日（金） |
| (2) 質問票受付期限 | 令和6年7月30日（火） |
| (3) 企画提案関係書類提出期限 | 令和6年8月19日（月） |

※審査会開催日については参加者に対し別途通知する。

6. 留意事項

- (1) 企画書等の作成に要する経費は提案者負担とし、提出された書類等は返却しない。
- (2) 虚偽の記載をした参加申込書等は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は委

託事業者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した参加申込書等は無効とする。

- (3) 参加資格を満たしていない場合、企画提案競技で最優秀の評価を受けても契約締結ができないので注意すること。なお、この場合は、次順位の者と契約を締結する。
- (4) 事業を実施する際、業務の全部を一括して又は主たる部分を第三者に再委託することはできない。
- (5) 審査内容に関する問い合わせには、一切応じない。また、選定結果に対する異議申立ては受け付けない。
- (6) 公正な審査を妨害する恐れのあるあらゆる行為を禁止する。
- (7) その他、定めのない事項について、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びに大分県個人情報保護条例、大分県会計規則及びその他の大分県が制定する関係条例規則等に従うこと。

7. 問い合わせ先

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号

大分県商工観光労働部 観光局 観光誘致促進室 国内誘致班

TEL : 097-506-2118 E-mail : a14190@pref.oita.lg.jp